

\*\*\*\*\*

令和 4 年 8 月

砺波市議会定例会議案

\*\*\*\*\*

令和 4 年 8 月 2 9 日

砺波市議会 8 月定例会

## 令和4年8月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第46号	令和4年度砺波市一般会計補正予算（第4号）	1
2	議案第47号	令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第2号）	5
3	議案第48号	砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
4	議案第49号	砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9
5	議案第50号	砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正について	10
6	議案第51号	砺波市印鑑条例の一部改正について	11
7	議案第52号	砺波市都市公園条例の一部改正について	12
8	議案第53号	令和3年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	14
9	議案第54号	令和3年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	15
10	議案第55号	令和3年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	16
11	認定第1号	令和3年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について	17
12	認定第2号	令和3年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	18
13	認定第3号	令和3年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
14	認定第4号	令和3年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
15	認定第5号	令和3年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	21
16	認定第6号	令和3年度砺波市水道事業会計決算認定について	22
17	認定第7号	令和3年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について	23
18	認定第8号	令和3年度砺波市下水道事業会計決算認定について	24
19	認定第9号	令和3年度砺波市病院事業会計決算認定について	25
20	報告第9号	専決処分の報告について	26
	専決処分第5号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について	26

議案第46号

令和4年度砺波市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度砺波市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,953,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年8月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,730,727	10,126	2,740,853
	1 国庫負担金	1,533,900	10,126	1,544,026
15 県支出金		2,521,403	200	2,521,603
	2 県補助金	1,734,773	200	1,734,973
17 寄附金		22,850	1,000	23,850
	1 寄附金	22,850	1,000	23,850
19 繰越金		240,205	17,206	257,411
	1 繰越金	240,205	17,206	257,411
補正されなかった款項に係る額		18,409,539	—	18,409,539
歳入合計		23,924,724	28,532	23,953,256

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		7,025,129	2,200	7,027,329
	1 社会福祉費	2,652,748	1,800	2,654,548
	2 児童福祉費	4,211,749	400	4,212,149
4 衛生費		3,184,302	22,952	3,207,254
	1 保健衛生費	1,049,772	22,952	1,072,724
9 消防費		788,956	870	789,826
	1 消防費	788,956	870	789,826
10 教育費		2,185,607	2,510	2,188,117
	3 中学校費	216,223	1,510	217,733
	5 社会教育費	649,433	1,000	650,433
補正されなかった款項に係る額		10,740,730	—	10,740,730
歳 出 合 計		23,924,724	28,532	23,953,256

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
チョイソコとなみ運行管理業務委託 (旧デマンドタクシー運行管理業務委託)	令和5年度	23,000

議案第47号

令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度砺波市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度砺波市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	12,133,158千円	34,419千円	12,167,577千円
第1項 医業収益	10,312,900千円	34,419千円	10,347,319千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,123,158千円	22,502千円	12,145,660千円
第1項 医業費用	11,546,387千円	21,778千円	11,568,165千円
第2項 医業外費用	575,771千円	724千円	576,495千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	6,322,921千円	22,502千円	6,345,423千円

令和4年8月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修



## 議案第48号

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年砺波市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに

掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業法等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは、第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。



議案第 4 9 号

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 病院に勤務する職員の手当の部看護職員処遇改善手当の項中「4, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。



議案第 50 号

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正について

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 67 条第 1 項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加え、同条第 5 号中「第 67 条第 1 項第 2 号」を「第 67 条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。



議案第 5 1 号

砺波市印鑑条例の一部改正について

砺波市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市印鑑条例の一部を改正する条例

砺波市印鑑条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 1 5 条の 2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）において、自ら利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用して暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。



議案第 5 2 号

砺波市都市公園条例の一部改正について

砺波市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市都市公園条例の一部を改正する条例

砺波市都市公園条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「ただし」の次に「、チューリップステージ」を加える。

第 1 0 条の 2 第 2 項中「別表第 2」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 中

「

砺波チューリップ公園	砺波郷土資料館	を
	砺波市美術館	

」

「

砺波チューリップ公園	砺波郷土資料館	に
	砺波市美術館	
	チューリップステージ	

」

改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

有料公園施設名	供用日	供用時間	備考
チューリップステージ	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	指定管理者は、特に 必要があると認めると きは、市長の承認を得 て、左欄の供用日及び 供用時間を変更するこ とができる。
砺波市パットゴルフ場、 砺波市パークゴルフ場	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日 まで	午前 9 時から 午後 6 時まで	

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第10条の2関係）

有料公園 施設名	利用料金			
	区分		単位	金額
チューリップ ステージ	チューリップ 広場を併用す る場合	入場料を徴収す る場合又は物品 等の販売を行う 場合	1日（1日 未満の端数 は1日とみ なす。）	30,000円
		その他の場合		10,000円
	チューリップ 広場を併用し ない場合	入場料を徴収す る場合又は物品 等の販売を行う 場合		21,600円
		その他の場合		7,200円
砺波市パット ゴルフ場、砺 波市パークゴ ルフ場	一般		1日	420円
			1シーズン	12,600円
	小学生、中学生、高校生		1日	210円
			1シーズン	6,300円
	用具一式		1日	100円

備考

- 1 チューリップステージにおいて、附属施設（照明又はコンセント）を利用する場合は、利用料金に1,000円を加算する。
- 2 準備又は原状復帰のためにチューリップステージを利用する場合の利用料金（附属施設に係るものを除く。）は、表の金額の半額とする。
- 3 1シーズンとは、その年における4月1日から11月30日までの期間をいう。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 5 3 号

令和 3 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金 3 1 6, 3 5 9, 2 1 2 円のうち、  
1 4 2, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、1 7 4, 3 5 9, 2 1 2 円を建設改良積立  
金に積み立てるものとする。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



議案第 5 4 号

令和 3 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 5 9 0 , 9 1 2 円を減債積立  
金に積み立てるものとする。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



議案第 55 号

令和 3 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金 48,506,222 円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和 4 年 8 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第 1 号

令和 3 年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度  
砺波市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第 2 号

令和 3 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第 3 号

令和 3 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第4号

令和3年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第 5 号

令和 3 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第 6 号

令和 3 年度砺波市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度砺波市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第7号

令和3年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度砺波市工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第 8 号

令和 3 年度砺波市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度砺波市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修



認定第9号

令和3年度砺波市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度砺波市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修



報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日 提出

砺波市長 夏野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
5	令和4年7月8日に砺波市庄川町古上野地内で発生した市有車の物損事故	南砺市在住 1人	市が支払う額 189,035円	令和4年 8月10日

